

『武蔵野英語教育研究』(第2巻第1号)
(2008年10月)

改正教育基本法に関する一考察

佐々木 隆

武蔵野英語教育研究会

改正教育基本法に関する一考察

佐々木 隆

国の教育行政を掌っているのが、文部科学省である。ホームページによれば、文部科学省の仕事は、「大臣官房」「生涯学習政策局」「初等中等教育局」「高等教育局」「科学技術・学術政策局」「研究振興局」「研究開発局」「スポーツ・青少年局」「国際統括官」「文化庁」にそれぞれ分かれて行われる。⁽¹⁾ 教職課程、英語教育を考えると、「生涯学習政策局」「初等中等教育局」「高等教育局」がそれぞれ大きく関係してくることとなる。ここでは、教育の根本的理念とも言うべき教育基本法の改正について、教育ニ関スル勅語、戦後の教育基本法の制定、そして今回の改正教育基本法について考察を加えてゆきたい。(以後 1947 年 3 月 31 日公布・施行のものは「教育基本法」・「旧法」、2006 年 12 月 22 日公布・施行のものは「改正教育基本法」・「新法」と略す)

1 教育ニ関スル勅語

近代日本の教育理念を考えると、1868 年の五箇条の御誓文、1890 年の教育ニ関スル勅語（以後、教育勅語と略す）を忘れることはできない。五箇条の御誓文の「智識ヲ世界ニ求メ」と教育勅語の「教育ノ淵源」といった言葉だけは現代にも通用するものがある。教育勅語の全文を取り上げておきたい。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我ガ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣ノ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉

ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民
タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實
ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今
ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ挙挙服膺シ
テ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

教育勅語については、一般に以下のように捉えられている。

勅語では、「父母ニ孝ニ」から「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」ま
でいくつかの徳目をあげ、それらを「皇運ヲ扶翼」することに結
びつけ、このような倫理観を「皇祖皇宗ノ遺訓」とした。勅語は、
あらゆる徳目を天皇制に結びつけて規定している。これ以後修身教
育などは教育勅語に基づいて行われることになった。⁽²⁾

教育勅語は、部分だけを取り上げれば十分に現代でも通用するような内
容であるが、これが「皇祖皇宗ノ遺訓」としたことで全く違った意味合
いで捉えられるようになった。教育勅語は国務に関する法令でもなく、
文書でもない。従って国務大臣の署名もない。天皇自身の言葉という意
味合いから天皇自身の署名だけが記されているのである。教育勅語を道
徳教育の観点から見れば、特に旧教育基本法との比較等から引用される
こともある。教育勅語の12徳目について整理してみると以下の通りであ
る。

孝行、友愛、夫婦ノ和、朋友ノ信、謙遜、博愛、修学習業、智能啓発、
徳器成就、公益世務、遵法、義勇⁽³⁾

これだけを取り上げれば、いつの時代でも通用するような基本的な考え

方と言っても過言ではない。特に昨今のように「こころの豊かさ」が求められるような時代では、道徳や倫理観といったものをどのように身に付けさせるのかは教育界でも大きな課題となっている。これまでの「奉仕」という考え方は、ボランティア精神として新たに学校教育に加わっている現実もある。実際に改正教育基本法での（教育の目標）第二条でも道徳心を培うことが謳われているのである。また、2006年12月の改正教育基本法の（教育の目標）第二条第1項には「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」が新たに盛り込まれていることも付け加えておきたい。

2 教育基本法の成立をめぐる

教育基本法制定の経緯については、文部科学省ホームページに「教育基本法の制定に関する資料」として以下のように紹介されている。元号を西暦にして紹介すると以下の通りである。

- 1945年9月15日、文部省は、戦後の新しい教育の根本方針として「日本建設ノ教育方針」を発表。
- 1945年10月22日、連合国軍最高司令官総司令部（以下「総司令部」）は「日本教育制度ニ対スル管理政策」を指令、教育内容、教育関係者、教科目・教材等の在り方について指示。
- 1946年3月5日及び7日、総司令部が日本に民主的な教育制度を確立するための具体的方策を求めるために米本国に派遣を要請した米国教育使節団（第一次）が来日。日本教育家の委員会（総司令部の求めにより設置）と協力して、同年3月30日に報告書を取りまとめ、4月7日に公表。

同報告書は、日本の教育の目的や内容をはじめ、実施すべき多くの事項を提案しており、教育組織の根本的変更を必要とする内容のもの。教育勅語については、儀式等におけるその取扱が問題とされたが、教育基本法のごとき法律を定めようとするような内容は含まれていなか

った。

- 1946年6月27日及び7月3日、第90回帝国議会において帝国憲法改正案が審議された際、田中耕太郎文部大臣は、教育根本法ともいうべきものを早急に立案して議会の協賛を得たい旨を答弁。
- 1946年8月10日、教育に関する重要事項を調査審議するために、内閣総理大臣の所轄下に教育刷新委員会を設置。

同委員会では、総会の他に、教育の基本理念に関する事項を検討するため第一特別委員会を設置し、2ヶ月余の間に12回（1946年9月23日～11月29日）にわたり検討を重ね、11月29日、教育基本法制定の必要性と、その内容となるべき基本的な教育理念等について、総会において決議、12月27日に内閣総理大臣あて報告。

- 1946年8月10日、教育に関する重要事項を調査審議するために、内閣総理大臣の所轄下に教育刷新委員会を設置。

同委員会では、総会の他に、教育の基本理念に関する事項を検討するため第一特別委員会を設置し、2ヶ月余の間似12回（1946年9月23日～11月29日）にわたり検討を重ね、11月29日、教育基本法制定の必要性と、その内容となるべき基本的な教育理念等について、総会において決議、12月27日に内閣総理大臣あて報告。

- 1947年3月4日、教育基本法案を閣議決定。
- 1947年3月5日、政府は教育基本法案を上奏、翌6日に枢密院に御諮詢、若干の字句訂正を行い、3月12日、枢密院会議において可決。
- 1947年3月12日、政府は、教育基本法案を第92回帝国議会に提出、原案どおり可決・成立し、3月21日、公布・施行。⁽⁴⁾

教育勅語から半世紀以上を経て、戦後の民主国家としてのスタートを切る上で重要であった教育基本法の全文は以下の通りである。

教育基本法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家

を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

ならない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであるであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

3 教育基本法の改正をめぐって

教育基本法の改正については、特に1982年の中曽根康弘内閣以後、憲法改正の動きと共に教育勅語の再評価の動きもあったが、最終的には2006年11月には安倍内閣で改正案が提出され、12月には国会で最終的に可決された。教育基本法の改正に拍車をかけたのは、2000年12月に教育改革国民会議で17の提案（教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—）が提出されたことである。

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る
- 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する
- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

○教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を

○新しい時代にふさわしい教育基本法を⁽⁵⁾

ここでは「新しい時代にふさわしい教育基本法を」に注目しておきたい。その中で教育基本法の改正については3つの観点を示唆している。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。⁽⁶⁾

特に改正にあたり議論を巻き起こしたのは第2点であろう。「伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの

視点が必要である」という内容は、愛国心につながるものであるとの指摘もあるが、同報告書にも記されている通り「国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない」⁽⁷⁾と注意が喚起されているのだ。

教育基本法は「学校教育法や社会教育法などのすべての教育法規の根本法ともいふべき法律」⁽⁸⁾である。従ってその改正ともなれば、慎重にも慎重を期さねばならない。2003年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、教育基本法の改正が必要であると提言され、改正の検討点は整理すると以下の7点である。

- ①信頼される学校教育の確立
- ②「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連続・協力の推進
- ④「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
- ⑤日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- ⑥生涯学習社会の実現
- ⑦教育振興基本計画の策定⁽⁹⁾

改正の検討点の①に学校教育が取り上げられているのは当然であるが、さらに、改正の方向の中で学校と教員については次のような記述がある。

学校

- 学校の基本的な役割について、知・徳・体の調和のとれた教育を行うなどといった観点から簡潔に規定することが適当です。そのときには、大学・大学院の役割や、私立大学の役割の重要性を踏まえて規定することが適当です。
- 学校の設置者についての規定は、引き続き規定することが適当です。

教員

○教員が研究と修養に励み、資質向上を図るとことの必要性について、
現行の規定に加えて新たに規定することが適当です。⁽¹⁰⁾

教員の資質向上についても新たに規定することが適当というコメントは注目すべきであろう。改正教育基本法で気になる点をいくつか挙げておこう。まず前文については、以下の通りである。

旧法

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

新法

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」という部分が注目すべきところであろうか。(教育の目標)についてはこれまで以上に細かく記載されているが、その中の第5項に注目しておきたい。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育)と教員については、これまで第六条で簡単に規定されていたが、今回の改正案では、新設として(大学)第七条、(私立学校)第八

条、(教員) 第九条、(家庭教育) 第十条、(幼児期の教育) 第十一条が新たに設けられたことも重要なポイントであろう。ここでは(教員) 第九条、(家庭教育) 第十条に注目しておきたい。旧法では教員は「全体の奉仕者」とあるが、新法では「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とし、さらに「養成と研修の充実が図られなければならない」としている。また、新設の(家庭教育) 第十条については以下の通りである。

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のための必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「しつけ」は家庭教育か学校教育の中で行うものなのかは、保護者と教員の間でこうした議論が巻き起こることもしばしばであるが、ここで「生活のための必要な習慣を身に付けさせる」ことは家庭教育であることがはっきりと謳われることになる。しかし、同時にこうした保護者に対して「学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援」することも国及び地方公共団体が行うことも新たに謳われる。これは、学校という教育現場にも当然行われるべき内容である。教育基本法は制定されてから約60年を経て、ようやく2006年12月に改正され、これを受けて関係法案なども次々と改正されている。特に2007年9月に文部科学省が発表した「教育三法の改正について」⁽¹¹⁾によれば、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、教育職員免許法及び教育公務員特殊法が2007年6月27日に公布された。それぞれの改正の大きなポイントは以下の通りである。

学校教育法

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 学校に副校長等の新しい職をおくことができることとし、組織としての学校の力を強化。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

教育職員免許法及び教育公務員特殊法

- 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

もちろん三法の改正だけにとどまるだけでなく、2008年3月には学習指導要領の改訂にもつながっており、まさに教育現場にすぐに反映されていることは周知の通りである。

さて、改正教育基本法の全文は以下の通りである。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一章 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準

を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研

修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対

するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

以降省略

4 教員の在り方

改正教育基本法では、新設として(教員)第九条が盛り込まれた。旧法では、(学校教育)第六条の第2項として以下のようにある。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

ここでは教員は「全体の奉仕者」である。これに対して新法では、以下の通りである。

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

ここで重要なことは、「絶えず研究と修養」に励むこと、さらには、その教員の養成と教員になったものの研修が充実されねばならないことを示唆している点であろう。まさに「教員の資質向上」である。すでに、自己点検・自己評価、さらには第三者評価なども学校教育の現場でも行われ

ていることを考えると、現状を踏まえての改正ということになる。さらに、教員免許状の更新制度などもすでに中央教育審議会から発表されているが、「養成と研修」にさらに拍車を掛けることとなるのだ。教職課程を置く大学では、教員養成の立場から、この改正教育基本法の（教員）第九条については、あらためて認識すべきである。

5 英語教育への影響

教育基本法の中には英語教育あるいは外国語教育への直接言及はなされていない。従ってここでは、英語教育の根底にある国際理解・情報発信などの観点から、改正教育基本法を見てみたい。まず前文からキーワードとなるものを取り上げてみたい。

- ・世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。
- ・新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

旧法では、語尾がそれぞれ「貢献しようとする決意を示した」「教育を普及徹底しなければならない」という表現が使用されている。すでに公布・施行され60年も経てば、その当時の目標はある程度達成されおり、さらなる飛躍が込められている。特に「新しい文化の創造を目指す教育を推進する」は、国際文化交流を通じた新しい教育、あるいはITなどによる教育など今後さらに推す進められるべきものが察知されよう。

旧法では（教育の目的）第一条もこれまでの「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主精神に充ちた」と記載されていたが、新法では「必要な資質を備えた」とあるように、その時代に応じた必要な資質を備えるような教育をするという意味に受けとれる。では、現在ではどのようなものが「必要な資質」なのであろうか。それは、2000年12月に教育改革国民会議より提出された17の提案のひとつ「教育振興基本計画と教育基本法」の中の「新しい時代にふさわしい教育基本法を」に見られる。簡単に言えば、「新しい時代を生きる日本

人の育成」ということになる。グローバル化の進んだ社会では、2000年1月に発表された「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」(以下「21世紀日本の構想」と略す)にはすでに、グローバル・リテラシーが大きな意味を持つことが提言されていた。それが、国際語としての英語、世界にアクセスする基本的な能力である。旧法の方針は新法の方針(教育の目標)となり、その内容も大きく改められた。そこでその第二条第5項に注目しておく。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

少なくとも他国を尊重するためには、その他国を理解しなければならない。それには第1項に掲げる「幅広い知識と教養」が必要となる。現代にとって「幅広い知識と教養」とは何か。それを定義することはできないが、少なくとも「国際語としての英語」、「世界にアクセスする基本的な能力」ははずすことはできないであろう。そしてこのふたつに共通することは、「グローバル・リテラシー」(国際対話能力)である。ここで「21世紀日本の構想」より注目しておきたい箇所を紹介しておきたい。

グローバルに情報を入手し、意思を表明し、取引をし、共同作業するために必須とされる最低限の道具である。もちろん、私たちの母語である日本語は日本の文化と伝統を継承する基であるし、他の言語を学ぶことも大いに推奨されるべきである。しかし、国際共通語としての英語を身につけることは、世界を知り、世界にアクセスするもっとも基本的な能力を身につけることである。⁽¹⁾⁽²⁾

情報技術革命、グローバリズムを乗り越えて波乗りすることは容易ではない。インターネットと英語を共通語として日本国内に普及す

る以外にないであろう。⁽¹³⁾

改正教育基本法はこの「21世紀日本の構想」の影響を強く認めることができるのだ。

まとめ

憲法の改正問題という大きな課題もあるが、教育基本法が2006年12月に改定された。「伝統」重視という点から、さまざまなことを危惧する動きもあることも確かだ。21世紀の日本の教育の基本的な理念を支える大きな柱になるだけに改正教育基本法をよく理解しておく必要がある。教職課程という観点から見れば、新設として(教員)第九条が盛り込まれたことに大きな意味がある。教員には教員として現場に立ったあとも「研修」を積み、常に向上することに努めなければならないことがあらためて規定された。大学の教員は「教育」「校務」「研究」の3本柱をバランスよくこなすことが求められてきた。大学の教員の一部には「研究」だけに心が向く者もいるが、昨今の少子化に伴う学生数の減少はこうしたことを許さない状況となってきた。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等では、日々の「教育」にだけに終わってしまうこともあろう。教員の多忙化は大きな問題である。⁽¹⁴⁾ 理念をどう実践するかが大きな鍵となる。

教育再生会議等での検討もあったが、(教員) 第九条の第2項「養成と研修の充実が図られなければならない」という文言と(教育振興基本計画) 第十七条の趣旨に従い、様々な教育改革が着手されることになり、学校教育の担い手である教員の教員免許更新制度導入という結果に繋がったことは、現場教員には最も関心の寄せられるところであろう。

(武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)

注

(1) 「文部科学省のしごと」(文部科学省ホームページより)。

- http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/05.htm 2005年7月3日)
- (2) 柴田義松・宮坂瑠子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(学文社、2004年4月)、p. 269.
- (3) 「教育勅語」(<http://www.ne.jp/asahi/voc/j/kyoikutyokugo.htm> 2006年8月16日)
- (4) 「教育基本法制定の経緯」(文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_munu/kihon/about/003/a003_01.htm 2006年8月15日)
- (5) 「教育改革国民会議——教育を変える17の提案——」(<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html> 2006年8月17日)
- (6) Ditto.
- (7) 「教育改革国民会議——教育を変える17の提案——」(<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html> 2006年8月17日)
- (8) 「教育改革」(文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/08.htm 2005年7月3日)
- (9) 『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申の概要)』(中央教育審議会、2003年3月)、p. 2.
- (10) Ibid., p. 4.
- (11) 「教育三法の改正について」(文部科学省ホームページより)
- (12) 「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」(首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/21century/houkokusyo/1s.html>), p. 9.
- (13) 「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」(首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/21century/houkokusyo/6s.html>), p. 17.
- (14) 三輪定宣「教員の多忙化」(土屋基規他編『最新【学校教育】キーワード事典』旬報社、2001年12月)、pp. 162-163

*教育基本法や改正教育基本法については、文部科学省ホームページを参照した。

*本稿はインターネット講座「教職課程と英語教育」の「補1 教育基本法に関する一考察」（2006年10月、2007年2月改定）及び拙著『今後の教職課程と英語教育』（イーコン、2007年5月）の「第11章 教育基本法に関する一考察」に掲載した内容をさらに精査した上で、加筆修正を施したものである。

武蔵野英語教育研究会 第2巻第1号

2008年10月20日 発行

武蔵野英語教育研究会 編集・発行

〒350-1321

埼玉県狭山市上広瀬860

武蔵野英語教育研究会事務局

武蔵野学院大学 佐々木隆研究室